

【別表】

島田市パートタイム会計年度任用職員採用試験 職種別詳細

職種区分		職種または業務内容		採用予定人数	応募資格
J	相談員 支援員 専門員	122	消費生活相談業務	3人程度	消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する者
勤務条件・職務内容等					
任用期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日 ※任用後、1月間は条件付採用			
職務内容		消費生活相談業務。(相談の聴き取り、助言、あっせん、相談票の作成、出前講座講師等)			
勤務日及び勤務時間		1週間の勤務日 月曜日から金曜日のうち2、3または5日間 1日の勤務時間 午前9時00分から午後4時00分まで(うち6時間00分) 1週間の勤務時間 計15または30時間以内 休憩時間 1時間 ※勤務日及び勤務時間は相談の上、変更となることがある			
勤務場所		生活安心課市民相談係(島田市中心5番の1 プラザおおるり1階)			
休日等		週休日(土曜、日曜、一週間の勤務日が4日以下の場合は、週の中で指定する日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和4年12月29日から令和5年1月3日まで			
報酬等		1 報酬月額 64,219円(週15時間勤務の場合) 128,438円(週30時間勤務の場合) ※経験年数に応じて加算されることがある ※上記報酬額は、人事院勧告等の影響により任用までの間に改定されることがある ※特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づき支給 2 費用弁償 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 3 期末手当 期末手当を関係例規に基づき支給 ※期末手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度途中で変動されることがある。			
所管課等 (問い合わせ先)		生活安心課市民相談係 (0547-36-7153)			

※今後の予算状況等により、採用予定人数が変更される場合があります。